

港区における障害児支援のあり方検討会 報告書（第一次）

平成 31（2019）年 3 月
港区における障害児支援のあり方検討会

【目 次】

はじめに	1
I 港区における障害児支援の現状と検討課題	2
1 港区における主な障害児支援	2
2 検討の主な背景	2
3 検討課題	3
II 学校における医療的ケア児の支援について	4
1 医療的ケアの実施に当たっての基本的な考え方	4
2 医療的ケアの実施体制	4
3 医療的ケアの実施について	7
4 医療的ケアの取組の方向性	8
5 今後の課題	9
(資料)学校における医療的ケア実施体制.....	10
III 発達障害児の支援の充実について	11
1 発達障害児の支援に当たっての基本的な考え方	11
2 発達障害児の支援の実施体制	11
3 発達障害児の支援の実施について.....	11
4 発達障害児の支援の取組の方向性	12
5 今後の課題	13
IV 障害児支援の今後の課題について	15
◇資料	16
1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱	
2 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿	
3 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過	

はじめに

区では、障害児やその保護者が生涯にわたり地域で安心して暮らし続けるため、日常生活の支援や、発達の支援が必要な子どもの療育の総合相談窓口として児童発達支援センターの整備を予定するなど様々なサービスを展開しています。

知的障害や肢体不自由等の様々な障害の中でも、とりわけ増加の著しい発達障害を持つ子どもや保護者への支援は喫緊の課題となっています。また、医療的ケアを必要とする子どもやその保護者の相談窓口や、一人ひとりの医療的ケアの内容に応じた支援体制についても早急な対応が求められています。

個々に応じた支援を適切に提供するためには、福祉・保育・教育・医療等の関連部署が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。

このたび、「港区における障害児支援のあり方検討会報告書（第一次）」を取りまとめました。

医療技術の進歩等に伴い、医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にある中、文部科学省は、特別支援学校だけでなく、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を検討するため、平成 29（2017）年 10 月、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置しました。平成 31（2019）年 3 月には、検討会議の最終まとめを基に、文部科学省より、学校における医療的ケアの今後の対応について示されています。

東京都においては、特別支援学校での看護師の加配や、平成 30（2018）年 10 月からスクールバス内で医療的ケアを開始するなど、これまでの取組の更なる充実を図っています。また、集団生活や人間関係の構築が苦手であったり、学習への取組が困難であったりする子どもの増加に対応し、特別支援教室での指導の効果を高める施策や各自治体をサポートする様々な施策を展開しています。

港区では、各総合支所の保健師の訪問による障害児の状況把握・保護者相談からはじまり、療育や通所支援、発達相談、特別支援学級の運営、障害児一人ひとりの状況に応じた教育など、各部署が様々な障害児支援を実施しています。

平成 29 年 10 月から、区立小学校において、医療的ケアが必要な児童に看護師を配置していますが、平成 31 年度に新たに就学予定の医療的ケア児がいることや、平成 32 年に開設予定の元麻布保育園において医療的ケア児を受け入れていくことを見据え、より安全に学校での医療的ケアを実施していくための体制整備が必要となっています。

また、平成 28 年度から全区立小学校、平成 30 年度から全区立中学校で特別支援教室を実施していますが、年々対象者が増加し続けている中、特別支援教室はもちろんのこと、通常の学級においても指導の充実が求められています。

これら国や東京都の動向及び港区の現状を踏まえ、本検討会では、「学校における医療的ケア児の支援」及び「発達障害児への支援の充実」を港区における特に喫緊の課題と捉え、この 2 つのテーマについて検討しました。

検討の過程では、医師や都立特別支援学校長、区立幼稚園長・小中学校長などの委員による議論に加え、医療的ケア児・重度心身障害児の保護者でつくるブルーバードの会との意見交換も行うなど、幅広い意見の集約に努めました。本検討会にご協力いただいた皆さんに改めて御礼を申し上げるとともに、港区において、本報告書が活用され、より充実した障害児支援を展開してまいります。

平成 31（2019）年 3 月

港区における障害児支援のあり方検討会
会 長 堀 二三雄

I 港区における障害児支援の現状と検討課題

港区における障害児支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）では、障害児支援に関して検討するテーマを具体的に設定するため、港区で現在実施している障害児支援の現状と検討会を組織した背景を整理した上で、検討課題を設定した。

1 港区における主な障害児支援

(1) 各総合支所における主な支援

- ア 保健師の訪問による障害児や保護者の状況把握、相談等
- イ 障害者の生活ニーズ等に応じた補助事業

(2) 保健福祉支援部における主な支援

- ア 知的障害児・肢体不自由児の療育
- イ 小学校入学前の重症心身障害児への通所・訪問による支援
- ウ 児童・保護者への発達相談及び発達障害児への支援

(3) 子ども家庭支援部における主な支援

- ア 学童クラブでの、児童の障害に応じた支援員の配置
- イ 医療的ケア児の自宅へのベビーシッター派遣による保育の実施

(4) 教育委員会事務局における主な支援

- ア 特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）、難聴・言語障害通級指導学級の運営
- イ 特別支援教室（自閉症・情緒障害・学習障害など）の運営
- ウ 学習支援員（通常の学級）、介助員の配置
- エ スクールカーでの送迎による通学支援（小学校特別支援学級、都立特別支援学校）

2 検討の主な背景

(1) 平成 32 年 1 月に開設予定の元麻布保育園において、区として初めて、集団保育が可能な医療的ケア児や障害児の保育を行うこととしている。このため、今後、港区において医療的ケア児が増えることが想定されるとともに、元麻布保育園を卒園した医療的ケア児の就学に向け、区立小学校での受入体制を整備する必要がある。

(2) 平成 32 年 4 月に児童発達支援センターを開設し、障害児を対象とした通所支援、相談支援を行うとともに、障害の疑いがある児童も対象とした「総合相談」を展開することとしている。また、障害保健福祉センター事業を整理し、新たに発達障害者相談（対象：18 歳以上）や、学校に通う医療的ケア児や重症心身障害児の居場所・療育を受ける場としての放課後等デイサービス等を行っていく予定としている。

区立小・中学校において、特別支援教室の利用者が増加し続ける中、児童発達支援センター

との連携を見据えながら、発達障害児への支援の充実を図る必要がある。

3 検討課題

港区で現在実施している障害児支援及び検討会を組織した背景から、港区の学校における特に喫緊の課題として、学校での医療的ケア児の支援及び発達障害児の支援の充実について、本検討会での検討課題として設定した。

(1) 学校における医療的ケア児の支援

平成 31 年度、区立小学校に医療的ケア児が就学予定であることや、将来、元麻布保育園を卒園した医療的ケア児が区立小学校に就学することを見据え、学校において安全に医療的ケアを実施するための体制や医療的ケア児に必要な支援について検討する。

＜主な検討事項＞

- ア 区立幼稚園・小中学校（以下「学校」という。）で実施する医療的ケアの内容
- イ 学校で医療的ケアを実施するための体制
- ウ 学校で医療的ケアを開始するまでに必要な事項
- エ 医療的ケア児の通学の支援

(2) 発達障害児の支援の充実

特別支援教室の利用者が増加し続けているなど、発達障害児への支援や学校での対応がますます重要となっていることを踏まえ、学校等での発達障害児の支援の充実について検討する。

＜主な検討事項＞

- ア 発達障害児を早期から支援していくための仕組み
- イ 指導・教育のさらなる充実
- ウ 知能が高く、興味や関心に偏りがある児童・生徒等への教育

Ⅱ 学校における医療的ケア児の支援について

医療的ケアを必要とする子どもやその保護者の相談窓口や、一人ひとりの医療的ケアの内容に応じた支援体制についても早急な対応が求められていることを踏まえ、学校において安全かつ適切に医療的ケアを実施し、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、本検討会において取りまとめた。

1 医療的ケアの実施に当たっての基本的な考え方

学校における医療的ケアを安全かつ適切に実施し、医療的ケア児を含めすべての児童・生徒が健やかに学校生活を送ることができるよう、学校及び教育委員会において基本とすべき考え方を次のとおり取りまとめた。

- (1) 学校及び教育委員会は、医療的ケア児の就園・就学に当たり、どの学校においても、子どもや保護者が希望する園・校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努める。
- (2) 医療的ケア児の就学先については、子どもや保護者の希望を最大限尊重する。学校及び教育委員会は、子どもの障害の程度や状況、就学先となる学校の実情に応じた合理的配慮について、就学相談や就学支援委員会を通じて子どもや保護者と一緒に検討していく。
- (3) 学校における医療的ケアは、主治医による詳細な指示、医療における適切な根拠及び保護者の承諾に基づき、安全を最優先に実施する。
- (4) 医療的ケアの実施に当たっては、学校が教育を行う場であることを踏まえ、医療的ケア児だけでなく、他の幼児・児童・生徒の教育活動への配慮を含め、区、学校、子ども及び保護者が十分に協議し、合意形成を図る。
- (5) 学校及び教育委員会は、教職員や幼児・児童・生徒、保護者の医療的ケアに対する理解を深めるための取組を推進する。
- (6) 教育委員会は、学校が常に安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援する。

2 医療的ケアの実施体制

- (1) 学校での医療的ケアの実施体制 【別添 学校での医療的ケア実施体制図】

ア 主治医の詳細な指示により、学校に配置された看護師（以下「学校看護師」という。）が行う。

※学校看護師が確保できない場合など、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従事者として認定を受けた介護職員が行うことがある。

※喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた教員については医療的ケアを行うことができる。

イ 学校看護師への医療的ケアに関する指導・助言や、学校における医療的ケア全般に関して指導・助言を行う指導医を置く。学校看護師は、主治医・指導医のいずれにも相談することができる。

ウ 学校は、校内に設置する「医療的ケア安全委員会」において、主治医の指示を踏まえ実施する医療的ケアについて確認する。また、医療的ケア児への配慮事項や教員等の役割分担、緊急時の対応など、学校としての対応内容を決定する。

エ 教育委員会は、学校教育部内に「医療的ケア推進チーム」を設置し、学校が安全かつ適切に医療的ケアを実施できるよう支援する。「医療的ケア推進チーム」にチーフ看護師を配置し、学校看護師からの相談に応じるほか、学校看護師が不在の場合の応援、医療的ケアの開始に当たり必要となる主治医や保護者との調整などを担う。

(2) 医療的ケアの実施に係る役割分担（例示）

【小中学校】

学校	校長・副校長	①医療的ケア安全委員会の設置・運営 ②医療的ケアの実施に関する監督 ③校内の役割分担の明確化（緊急時対応を含む） ④学校看護師等の勤務管理、サービス監督 ⑤主治医・指導医との連携、学校医との情報共有 ⑥学校看護師、医療的ケア児の保護者との連携・調整 ⑦教職員の理解促進の取組 ⑧他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ⑨緊急時の対応
	教職員（担任等）	①学校看護師や保護者との連携・情報共有 ②医療的ケアに関する他の児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ③緊急時の対応（校内の役割分担に応じて）
	養護教諭	①学校看護師との連携・情報共有（医療的ケア児の健康状態の把握など） ②保護者、他の教職員、学校医との連携・情報共有 ③緊急時の対応（校内の役割分担に応じて）
	学校看護師	①医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ②医療的ケア児の健康管理 ③主治医、指導医との連携 ④医療的ケアに関する校内での指導・助言 ⑤医療的ケアに関する保護者との調整 ⑥校長等教職員との連携・情報共有 ⑦医療器具等の管理 ⑧緊急時の対応
主治医	①医療的ケアの内容・緊急時の対処等に関する指示、指導・助言 ②学校への情報提供 ③指導医との連携 ④保護者への説明	
指導医	①医療的ケアの実施に当たっての指導・助言 ②緊急時の指示、助言 ③主治医との連携 ④医療的ケアに関する学校看護師等への指導・研修	
チーフ看護師	①学校看護師からの相談 ②学校看護師が不在の場合の応援 ③医療的ケアに関する主治医や保護者との調整	
学校医	①医療的ケアに関する学校との情報共有	
保護者	①学校との連携・協力、情報共有 ②児童・生徒の健康管理、状態の把握 ③医療器具や備蓄食料等の準備	

【幼稚園】

幼稚園	園長	①医療的ケア安全委員会の設置・運営 ②医療的ケアの実施に関する監督 ③園内の役割分担の明確化(緊急時対応を含む) ④学校看護師等の勤務管理、サービス監督 ⑤主治医・指導医との連携、幼稚園医との情報共有 ⑥学校看護師、医療的ケア児の保護者との連携・調整 ⑦教職員の理解促進の取組 ⑧他の園児、保護者の理解促進の取組 ⑨緊急時の対応
	副園長・主任	①学校看護師との連携・情報共有(医療的ケア児の健康状態の把握など) ②保護者、他の教職員との連携・情報共有 ③幼稚園医との情報共有 ④緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)
	教職員(担任等)	①学校看護師や保護者との連携・情報共有 ②医療的ケアに関する他の園児・保護者の理解促進の取組 ③緊急時の対応(園内の役割分担に応じて)
	学校看護師	①医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ②医療的ケア児の健康管理 ③主治医、指導医との連携 ④医療的ケアに関する園内での指導・助言 ⑤医療的ケアに関する保護者との調整 ⑥園長等教職員との連携・情報共有 ⑦医療器具等の管理 ⑧緊急時の対応
主治医	①医療的ケアの内容・緊急時の対処等に関する指示、指導・助言 ②学校への情報提供 ③指導医との連携 ④保護者への説明	
指導医	①医療的ケアの実施に当たっての指導・助言 ②緊急時の指示、助言 ③主治医との連携 ④医療的ケアに関する学校看護師等への指導・研修	
チーフ看護師	①学校看護師からの相談 ②学校看護師が不在の場合の応援 ③医療的ケアに関する主治医や保護者との調整	
幼稚園医	①医療的ケアに関する幼稚園との情報共有	
保護者	①幼稚園との連携・協力、情報共有 ②園児の健康管理、状態の把握 ③医療器具や備蓄食料等の準備	

※現状では幼稚園に養護教諭は配置されていないが、今後、医療的ケアの実施に当たり、配置について検討することも必要である。

【教育委員会（医療的ケア推進チーム）】

構成	①学務課特別支援相談担当(就学相談員を含む。) ②教育指導課指導主事 ③チーフ看護師
役割	①医療的ケアに関する方針、実施要領等の策定・更新 ②指導医の委嘱 ③学校看護師や学習をサポートする講師(ホスピタル・サポート・ティーチャー＝HST)等の人員の確保 ④医療機関との連携構築 ⑤教職員への研修 ⑥他の園児・児童・生徒、保護者の理解促進の取組 ⑦各校での医療的ケアに関する総合調整(人員・設備・備品等の保護者・学校・主治医等との調整) ⑧学校看護師の支援

3 医療的ケアの実施について

(1) 実施する医療的ケア

学校においては、以下に掲げる医療的ケアについて、医療的ケア児の状況や保護者の意向、学校の体制などを踏まえ、主治医の指示に基づき実施する。

- ①吸引（口鼻腔内、エアウェイ内、気管カニューレ内、気管切開孔）
- ②経管栄養（留置チューブ、胃ろう、腸ろう）
- ③導尿
- ④エアウェイの管理
- ⑤定時の薬液吸入、投薬
- ⑥気管切開部の衛生管理
- ⑦胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- ⑧経管栄養の留置チューブ抜去時の再挿入（医師への報告の上、医師の指示に従い実施）
- ⑨胃ろう孔への胃ろうチューブの挿入（緊急時）
- ⑩吸入
- ⑪血糖測定
- ⑫インシュリンの自己注射の介助及び医師の指示に基づくインシュリンの皮下注射
- ⑬酸素管理、酸素吸入
- ⑭気管切開部へのカニューレの挿入（緊急時）
- ⑮人工呼吸器の管理
 - ・気管カニューレに接続したコネクターチューブがはずれた場合の装着
 - ・人工呼吸器の着脱（移動時及び医師の指示のより必要な場合）
 - ・加温加湿器の呼吸器回路内への着脱
 - ・人工呼吸器の電源を入れる（医療行為ではない）
 - ・人工呼吸器の故障時の対応（あらかじめ指定の連絡先へ連絡）
 - ・人工呼吸器のアラーム鳴動時の対応（あらかじめ指定の連絡先へ連絡）

※従来の「人工呼吸器の作動状況確認、設定確認」は以下の理由により含めない。
・人工呼吸器はロックがされており、看護師が実際に設定などに関して操作できないため。
（医師は通常、緊急時を除き、看護師に人工呼吸器の設定等の操作を指示しない）
・医師以外は人工呼吸器の設定そのものを見ることができない場合があるため。

(2) 医療的ケアを実施する条件

学校における医療的ケアは、安全性を最優先とするため、次の条件のもとに実施する。

- ①学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- ②医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。
- ③主治医の指示書に基づく個別対応プランについて、学校・保護者の合意があること。

なお、主治医の指示や了解がない事項は、実施できないものとする。

4 医療的ケアの取組の方向性

(1) 医療的ケア児の就園・就学に当たっての支援（学校で配慮すること）

子どもの病気の種類や程度、医療的ケアの内容に応じて、子どもの生活面、学習面に配慮した支援を行うこととする。

ただし、保護者や主治医等と相談の上、施設の実情等を踏まえ、可能な範囲で行う。

【支援の例】

施設・設備	①医療的ケアを行う場所(部屋等)の確保
	②医療的ケアに必要な備品(簡易ベッド等)の設置
	③階段昇降機等による校内の移動支援 ※エレベーターが無い学校
生活支援	①介助員の配置
	②災害時等の備え(食料の備蓄、非常用電源の確保など)
学習支援 (通常の学級の場合)	①学習をサポートする講師(HST)の配置
	②教室での学習環境の整備(デジタル教科書、タブレット端末など)
その他	①教職員の研修の実施
	②他の児童・生徒、保護者の理解を深める取組

(2) 学校で医療的ケアを実施するまでの流れ

医療的ケア児の就学に当たっては、看護師の確保などが必要となるため、通常は年長時に行っている就学相談をできるだけ早期に開始し、学校・保護者・教育委員会が十分に協議・確認の上、就学への準備を進めることが重要である。

そのためにも、庁内の連携を強化し、関係する部署が常に医療的ケア児の情報を共有しておくことが必要である。

ア 医療的ケア児に関する庁内の情報共有

- ① 総合支所や保健所が区内の医療的ケア児について把握した時点で、早期に関係部署が情報を共有する。
- ② 子どもの状況、保護者の希望や意向を踏まえ、将来の就園先や就学先なども想定した長期的な視点で、その子にとって必要な支援について早期に検討する。
- ③ 開設予定の元麻布保育園や児童発達支援センターに通う児童が就学する際は、環境の変化が児童の負担にならないよう十分に情報を共有し連携を行う。

イ 就園相談・就学相談

- ① 子どもの状況や保護者の希望等を確認し、それを踏まえ入園後・入学後に必要な支援、区として可能な支援について相談・検討する。
- ② 教育活動における配慮事項について相談・検討する。

ウ 就園先・就学先との調整

- ① 主治医から医療的ケアに関する詳細な指示書を基に、学校、保護者、教育委員会、看護師等が、学校での対応や必要な配慮事項などを確認・調整する。必要に応じて指導医の指導・助言を仰ぐ。
- ② 指導医は、医療的ケアに関する指示内容や緊急時の連絡等について、必要に応じて主治医に確認、相談等を行う。

エ 就学・医療的ケアの実施

- ① 学校は、校内の安全委員会で適宜、状況確認・情報共有を行う。また、適宜、教育委員会や医療機関と情報を共有する。

5 今後の課題

学校で安全に医療的ケアを実施しながら、今後さらに医療的ケア児への支援の充実を図るため、次の事項について、区において継続的に検討していくこととする。

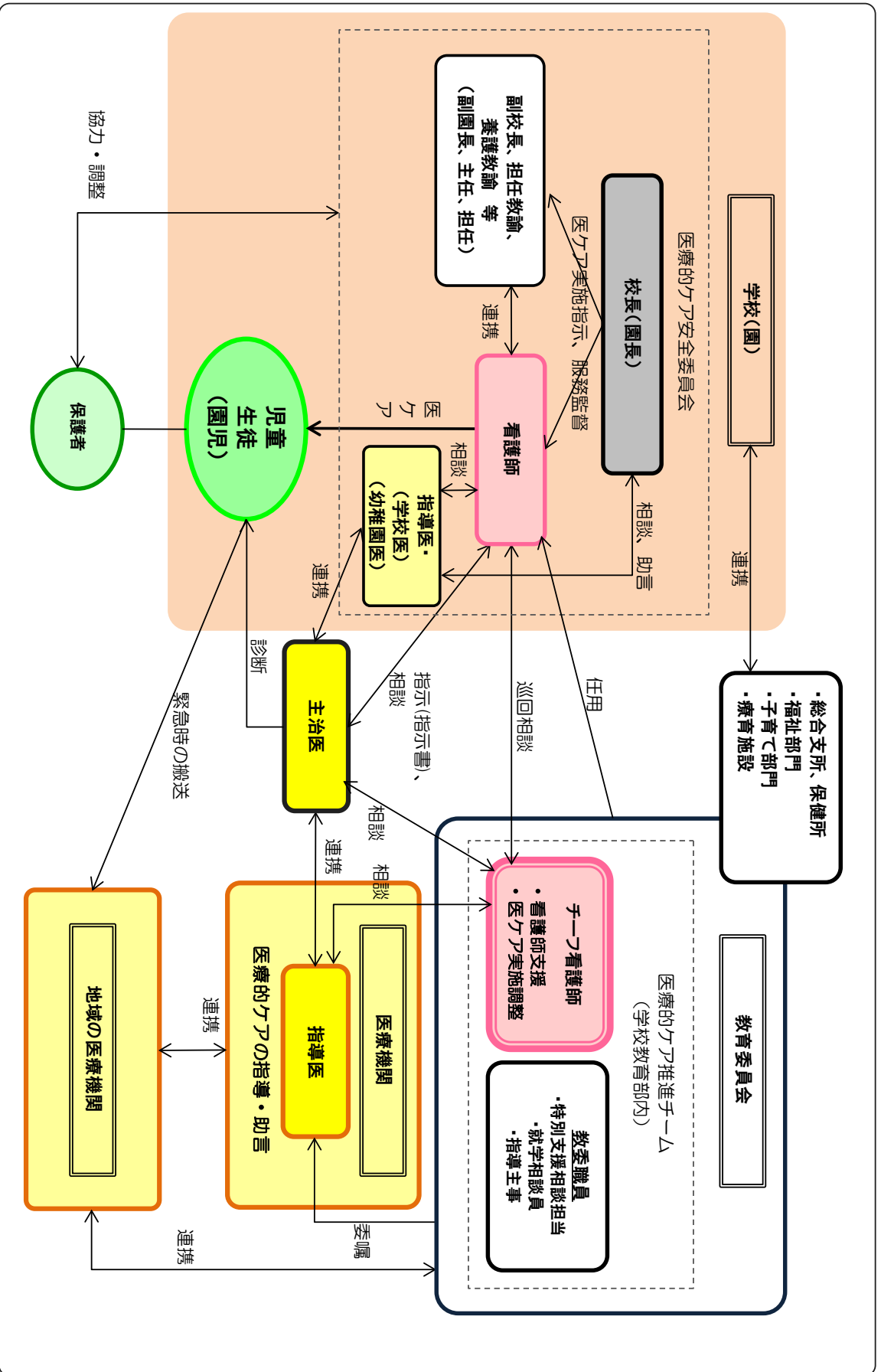
(1) 通学の支援

送迎のスクールカーに看護師が添乗し、車内で医療的ケアを実施していくことについて検討していく。

(2) 給食の対応

胃ろうによる栄養摂取の児童・生徒に対し、学校給食を提供することについて検討していく。

学校(園)における医療的ケア実施体制



Ⅲ 発達障害児の支援の充実について

各学校において、特別支援教室の利用者が増加し続けているとともに、学習支援員や介助員の配置についても、学校のニーズが年々大きくなっていることを踏まえ、今後、学校等における発達障害児への支援の充実について、本検討会においては、次の2つの視点でそれぞれの課題と区として取り組むべき方向性を取りまとめた。

- 1 発達障害児への多様な学びの提供
- 2 社会参画を見据えた支援の充実

1 発達障害児の支援に当たっての基本的な考え方

港区における発達障害児への支援は、地域療育の総合相談窓口として、支援内容を検討し、適切な療育機関につなぐ役割を担う児童発達支援センターを平成32年4月に設置を予定している。また、区立小・中学校では、通常の学級に在籍している特別に支援が必要な児童・生徒が、在籍校において個別又は集団で指導が受けられるよう平成28年度から全小学校、平成30年度から全中学校に特別支援教室を設置している。

特別支援教室における利用児童数は、小学校では平成29年度294名、平成30年度364名、平成31年度392名（予定）、中学校では平成30年度32名、平成31年度57名（予定）と年々増加している状況である。

2 発達障害児の支援の実施体制

発達障害児の支援については、教育委員会、区長部局、学校、障害児通所支援事業所との関係構築を改めて行い、障害のある子どもの情報を双方で共有していく。

3 発達障害児の支援の実施について

(1) 発達障害児への多様な学びの提供

特別支援教室のほか、集団の中での生活が難しい、人間関係や学習に対し前向きになれない子どもが、学校へ行く意欲・学習に取り組む意欲を持つことができる取組が必要である。

区が平成31年度からの実施を予定している、外部機関との連携による発達障害児等への学習プログラムの開発・展開を踏まえ、様々な特性に応じた多様な学びの機会を提供していくことが求められる。

(2) 社会参画を見据えた支援の充実

発達障害の程度によって、高校以降の進路選択の幅が狭まってしまったり、知的障害がなくても社会性に課題がある場合、就労後に生活が安定するまで相当な時間がかかったりするなどの例も多く見られる。

愛の手帳を取得できない人は、医師の診断により精神障害者手帳を取得することができるが、年齢が上がってきた段階では、従来の発達障害に加え情緒不安定や不安感が強かったり、精神疾患を併せ持っていたりする人も多い。

保護者の理解と協力を得ながら、幼児期や小学校低学年などできるだけ早い時期から子どもの障害特性を発見し、適切な支援へとつなげていくことや、義務教育期間が終了した後も相談ができ、支援を受けることができる体制の整備など、将来の社会参画を見据えた支援の充実を図る必要がある。

4 発達障害児の支援の取組の方向性

(1) 発達障害児への多様な学びの提供

ア 大学や企業等が有するプログラムを活用しながら、さまざまな特性の子どもに提供でき、かつ学校教育の中でも展開することが可能な、区独自の多様なプログラムへ発展させることを目指す。

イ 学校だけでなく、放課後や長期休業期間中に、子ども中高生プラザや科学館などの区施設でも多様な展開ができるプログラム構築を図る。また、様々な特性に応じた学びの機会となるよう、参加しやすい場所や方法を検討していく。

(2) 社会参画を見据えた支援の充実

ア 子どもの障害特性に気づく方策及び子ども一人ひとりのサポートプランの作成・活用の検討を行う。

- ①大学等との連携による、障害特性を発見するプログラムの活用
- ②子ども一人ひとりにサポートプランをつくることのできる体制
- ③サポートプランを幼児期から確実につないでいく仕組み
- ④サポートプランの内容を的確に読み取り、保護者との面談等を通じてより適切な支援が何かを考え、判断できる能力を持った教員の育成

イ 特別支援教室における指導の充実を図る。

- ①特別支援教室教員の教育力向上のための研修、情報共有等の機会の充実
- ②子どもの状況を的確に把握するための特別支援教室教員と学級担任との連携推進や特別支援コーディネーター、巡回心理士等の活用など

ウ 保護者の理解を促すための方策を検討する。

- ①幼稚園アドバイザーによる学習会など、子どもの発達や支援について保護者に伝える機会の創出
- ②就学時健診での、リーフレット等での子どもの発達に関する基礎的な情報の提供
- ③子どもの特性と支援策をセットで伝えることや、小学校や中学校までではなく、将来、社会にどのように関わっていくか、そのためには各段階で何が必要かなど、保護者が長期的

な見通しを持てる情報の提供

- エ 児童発達支援センター（平成 32 年度開設予定）を中心とした、更に充実した支援を展開する。
- ① 0 歳から 18 歳未満の子どもの発達に関する総合的な相談窓口として、保育園や幼稚園、小学校にも出向くなど、各施設と連携した支援の実施
 - ② 18 歳以上については障害保健福祉センターが相談窓口となるが、高校から大学・就労への接続に支障がないよう、障害保健福祉センターが義務教育終了後から相談を受けるなどの配慮の実施
 - ③ 必要に応じ、個別の障害児の特性に応じ作成した「障害児支援利用計画」の学校等への情報の提供
 - ④ 児童発達支援や放課後等デイサービスの実施及び保育園、幼稚園、学校等との情報の共有

5 今後の課題

(1) 発達障害児への多様な学びの提供

- ア 好きなことや輝けることを見つけられる、学習や学校が楽しい、社会とかかわることが楽しいと感じられるプログラムの提供
- イ 人間関係がうまくつukれない子どもなどの居場所、仲間づくりの場につながるプログラムの提供

(2) 社会参画を見据えた支援の充実

- ア 小学校入学前や小学校低学年など早い時期に児童の障害特性を発見し、保護者と共有し、適切な支援につなげる仕組みづくり
- イ 小学校入学前や小学校低学年など早い時期の小学校、中学校における支援内容の充実
- ウ 早くから適切な支援をしていくための、保護者の理解を促す方法等の改善
- エ 保護者が、幼児期から将来のことまで一貫して相談できる体制の整備

IV 障害児支援の今後の課題について

以上のとおり平成 30 年度の検討会においては、学校における医療的ケア児の支援、及び発達障害児の支援について検討をすすめてきた。平成 31 年度以降、検討したこれらの事業について、評価を行い、実施した結果の評価を行い、場合によっては一部修正・変更を加えながら、進捗管理を行っていく予定である。

一方、港区における障害児支援のあり方として、都立特別支援学校の送迎の継続や特別支援学級の送迎対象者の見直し等スクールカーの運用や、業務委託、人材派遣の可能性を含めた介助員の配置方法、中学校難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき様々な課題を抱えている。

今後、さらにこれらの課題について考え方を整理し検討を行う必要があるため、引き続き、教育委員会と関連部署との連携により「港区における障害児支援のあり方検討会」において議論を深めていく。

資 料

1 港区における障害児支援のあり方検討会設置要綱

平成30年8月22日

30港教学学第3393号

(設置)

第1条 乳幼児期から生涯を通じて、障害者一人ひとりを支援していくための体制の構築に向け、港区の障害児支援のあり方について検討するため、港区における障害児支援のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療的ケア児の支援及び教育に関すること。
- (2) 発達障害児の支援及び教育に関すること。
- (3) 障害児支援における関係部門等の連携に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、学校教育部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、学校教育部学務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員(外部委員を含む。)は、別表に掲げる者をもって充て、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

5 会長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表1(第3条関係)

総合支所区民課長(1人)

保健福祉支援部障害者福祉課長

子ども家庭支援部子ども家庭課長

子ども家庭支援部保育課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導課長

区立学校(幼稚園)長

外部委員(医師、学識経験者)

外部委員(東京都立特別支援学校関係者)

2 港区における障害児支援のあり方検討会委員名簿

	氏名	所属等
会長	堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	小林 潤一郎	明治学院大学心理学部教授・医師
委員	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校長
委員	小野口 敬一	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	佐藤 博史	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	船木 亮作	港区立港南小学校長
委員	渡辺 一信	港区立港南中学校長
委員	新井 智子	港区立白金台幼稚園長

【事務局】

港区教育委員会事務局

学校教育部学務課 特別支援相談担当係長	中林 淳一
学校教育部教育指導課 主任指導主事	小林 傑
学校教育部教育指導課 幼児教育担当専門官	藤井 未知江
学校教育部教育指導課 統括指導主事	篠崎 玲子
学校教育部教育指導課 指導主事	篠原 優子

3 港区における障害児支援のあり方検討会開催経過

日 程		議 事
第 1 回	平成 30 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・港区における障害児支援の現状と検討課題について ・学校等における医療的ケア児の支援について ・庁内連携・関係機関との連携の強化について
第 2 回	平成 30 年 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における医療的ケアの実施について
第 3 回	平成 30 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会委員とブルーバードの会との意見交換 ・学校等における医療的ケアの実施について
第 4 回	平成 30 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の支援における課題と方向性について
第 5 回	平成 30 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児の支援における課題と方向性について
第 6 回	平成 31 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・港区における障害児支援のあり方検討会報告書(案)について